

# 建築改修工事特記仕様書

(平成26年版)

※平成26年5月1日以降適用

## I 工事概要

- 1 工事名 A606-10 県単庁舎公舎維持修繕工事（畜産試験場管理棟外屋根塗装替工事）
- 2 工事場所 大仙市神宮寺字海草沼谷地 地内
- 3 用途地域等 都市計画区域 内 外  
用途地域（指定なし）  
防火地域等（・防火 ・準防火 法第22条指定区域 ・指定無し）  
その他の地域・区域（ ）
- 4 主要用途 研究所・事務所
- 5 敷地面積 m<sup>2</sup>
- 6 その他の条件 垂直積雪量（m） 風速（V<sub>0</sub>） ・30 ・32 ・34  
地表面粗度区分 ・I ・II ・III
- 7 改修内容（対象棟、工事種別、改修部位等）
  - ・ 管理棟：屋根塗装替
  - ・ 車庫棟：屋根塗装替
  - ・
  - ・
  - ・
  - ・
  - ・

## II 建築改修工事仕様

- 1 共通仕様
 

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）」及び「建築物解体工事共通仕様書（平成24年版）」による。
- 2 特記仕様書の適用等
  - (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
  - (2) 特記事項は●印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。  
●印と※印が付いた場合は、共に適用する。
  - (3) 特記事項に記載の（ ）及びく（ ）内表示番号は、それぞれ公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）及び公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目、当該図面又は当該表を示す。
- 3 特記仕様書の範囲
 

特記仕様書は、本特記仕様書の他、以下の○印のものを適用する

  - ・ 建築工事特記仕様書
  - ・ 電気設備改修工事特記仕様書
  - ・ 機械設備改修工事特記仕様書

章	項 目	特記事項																						
① 一 般 共 通 事 項	①適用基準等	※秋田県建築工事監理実施要領（秋田県建設交通部監修）（平成16年版） ※秋田県建築工事施工管理要領（秋田県建設交通部監修）（平成16年版） ※工事写真の撮り方（建築編営繕工事写真撮影要領 平成24年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）																						
	②工事実績情報の登録	※適用する ・適用しない <span style="float: right;">(1. 1. 4)</span>																						
	③工事写真	<p>工事中、完成時ともカラー写真とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分類</th> <th style="width: 20%;">規格</th> <th style="width: 40%;">撮影箇所</th> <th style="width: 25%;">提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td> <td>サービス版</td> <td>工事写真の撮り方建築編</td> <td>1 部</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>サービス版</td> <td>工事写真の撮り方建築編</td> <td>1 部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">完 成 時</td> <td>・サービス版</td> <td>工事写真の撮り方建築編</td> <td>1 部</td> </tr> <tr> <td>・キャビネ版</td> <td>同上</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>営繕年報用</td> <td>・キャビネ版</td> <td>外部1枚、内部1枚</td> <td>部</td> </tr> </tbody> </table> <p>この表のほか監督員が必要と認め、指示した箇所及び部数。また、上記の写真はデジタル写真も可とし、その仕様等は監督員の指示による。</p>	分類	規格	撮影箇所	提出部数	着 工 前	サービス版	工事写真の撮り方建築編	1 部	工 事 中	サービス版	工事写真の撮り方建築編	1 部	完 成 時	・サービス版	工事写真の撮り方建築編	1 部	・キャビネ版	同上	部	営繕年報用	・キャビネ版	外部1枚、内部1枚
分類	規格	撮影箇所	提出部数																					
着 工 前	サービス版	工事写真の撮り方建築編	1 部																					
工 事 中	サービス版	工事写真の撮り方建築編	1 部																					
完 成 時	・サービス版	工事写真の撮り方建築編	1 部																					
	・キャビネ版	同上	部																					
営繕年報用	・キャビネ版	外部1枚、内部1枚	部																					

4 電気保安技術者	・適用する ※適用しない	(1. 3. 3)
⑤施工条件	<p>関連工事による施工時期の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有 (内容: )</li> <li><input checked="" type="radio"/> 無</li> </ul> <p>※指定しない</p> <p>施工時期・時間の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図示による</li> </ul> <p>※指定しない</p> <p>部位別施工順序</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無</li> </ul> <p>工事用車両の駐車場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="radio"/> 有 ※施設と協議要</li> <li>・ 無</li> </ul> <p>資機材置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="radio"/> 有 ※施設と協議要</li> <li>・ 無</li> </ul> <p>関係機関等との協議の未成立事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有 (内容: )</li> <li><input checked="" type="radio"/> 無</li> </ul> <p>関係機関等との協議結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有 (内容: )</li> <li><input checked="" type="radio"/> 無</li> </ul>	(1. 3. 5)
⑥施工中の安全確保 及び環境保全	<p>※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成9年建設省告示第1536号）」に基づき、指定された建設機械を使用する。</p> <p>※「建設機械に関する技術指針（平成3年建設省通知第247号）」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。</p>	(1. 3. 7) (1. 3. 7)

7 発生材の処理等

・特定建設資材廃棄物の発生材の処理 (1. 3. 8)

種類	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離 (km)
建設発生土	
コンクリート塊	
アスファルト塊	
建設発生木材	

・特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理 (1. 3. 8)

種類	処分施設の名称・住所・搬出距離 (km)

・引き渡しを要するもの \_\_\_\_\_ (1. 3. 8)

・現場再利用発生材 \_\_\_\_\_

特別管理産業廃棄物 (・有 ・無) (1. 3. 8)

アスベスト含有建材 ・有 ・無

受入施設名 (一財) 秋田県総合公社 環境保全局 【所在地 大仙市協和上淀川】

・飛散性アスベストの使用状況

室名	使用部位	詳細 (厚さ等)	その他

・非飛散性アスベスト成形板の使用状況

室名	使用部位	詳細 (厚さ等)	その他

PCB含有製品の処理

PCB (ポリ塩化ビフェニル) 含有機器 ・有 ・無

有の場合は、PCBを含有する電気照明器具等の機器から当該部分を取り外し、漏洩の恐れのない安全な容器に納め、所定の表示を行い、監督員の指示に基づき監督員に引き渡すこと。

PCB含有シーリング材 ・有 ・無 ・不明 (含有分析検査を行う)

対象となる石膏ボード製品 ・該当 ・非該当

次に該当する場合は、指定する場所に処分すること。

〈対象となる石膏ボード製品〉

小名浜吉野石膏(株)いわき工場 昭和48年～平成9年4月に製造されたもの

日東石膏ボード(株)八戸工場 平成4年10月～平成9年4月に製造されたもの

指定する処分場所【(財)秋田県総合公社環境保全局 所在地大仙市協和上淀川】

参考：廃石膏ボード現場分別解体マニュアル(案) (平成24年3月国土交通省)

・本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、秋田県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理するものとする

・本工事では、秋田県建設副産物対策に係わる取扱い要領に基づき、工事着手前に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、また工事完成時に同計画書の実施書を監督員に提出するものとする。 (1. 3. 8)

8 交通安全管理

関係機関との協議 (1. 3. 9)

・必要 (関係機関： \_\_\_\_\_ ) ・必要なし

交通誘導員

・配置する (・警備業法第18条に規定する特定の種別の警備業務 ・任意 )

( \_\_\_\_\_ ヶ月 × \_\_\_\_\_ 人 )

・配置しない

特定の種別の警備業務は、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)及び秋田県公安委員会告示第144号(平成18年10月6日)による。

⑨事故報告	<p>工事施工中に事故・災害が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、事故の全容が判明次第、指示する事故報告書により速やかに監督員に提出すること。</p> <p style="text-align: right;">(1. 3. 10)</p>												
10 既存部分の処置	<p>既存部分の養生 ・ 必要（養生部分） ・ 必要なし</p> <p style="text-align: right;">(1. 3. 12)</p>												
⑪建築材料等	<p>※本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、以下のいずれかに該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 J I S及びJ A Sマーク表示のある材料</li> <li>2 エコマーク認定製品（（公財）日本環境協会）</li> <li>3 秋田県認定リサイクル製品</li> <li>4 建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新年版）（（一社）公共建築協会）（以下「評価名簿」という。）に記載の製品</li> <li>5 以下の①～⑥の事項を満たす材料製造業者等が製造した材料 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 品質及び性能に関する試験データが整備していること。</li> <li>② 生産施設及び品質の管理が適切に行っていること。</li> <li>③ 安定的な供給が可能であること。</li> <li>④ 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</li> <li>⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</li> <li>⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。</li> </ol> </li> </ol> <p>なお、5の材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は、外部機関が発行する資料等の写しを監督員に提出をして承諾をうけるものとする。</p> <p>また、商品名等が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受けること。</p>												
⑫化学物質を放散する建築材料等	<p>建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)までを満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。</li> <li>(2) 接着材及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。</li> <li>(3) 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含む難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。</li> <li>(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。</li> </ol> <p>設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又④に該当する材料を指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド放散建築材料以外の材料</li> <li>② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</li> <li>③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド放散建築材料</li> <li>④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</li> </ol>												
13 特別な材料の工法	<p>建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法によるものとする。</p>												
14 施工調査	<p>施工数量調査 (1. 5. 2)</p> <table border="1" data-bbox="470 1753 1433 1850"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査範囲</th> <th>調査方法</th> <th>成果品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 既存部分の破壊を行った場合の補修方法は、図示による。 (1. 5. 3)</p>	調査項目	調査範囲	調査方法	成果品								
調査項目	調査範囲	調査方法	成果品										

① 一般共通事項

① 一般 共通 事項	⑮技能士	※適用する ・適用しない (1. 6. 2) 適用職種 (一級、単一等級の職種作業) 鉄筋工事 (・鉄筋施工) コンクリート工事 (・型枠施工・圧送施工) 鉄骨工事 (・鉄工・とび) ブロック他工事 (・ブロック建築・ALCパネル施工) 防水工事 (・防水施工) タイル工事 (・タイル張り) 木工事 (・建築大工) 屋根およびとい工事 (・建築板金・かわらぶき) 左官工事 (・左官) 金属工事 (・カーテンウォール施工・内装仕上げ施工 (鋼製下地)) 建具工事 (・サッシ施工・ガス施工) 塗装工事 (・塗装) 内装工事 (・表装・内装仕上げ施工 (床、ボード仕上げ等)) 石工事 (・石材施工) 造園工事 (・造園)										
	16 見本施工	仕上がり程度の判断ができる見本施工の実施 (1. 6. 5) ・実施する (実施する部位: ) ・実施しない										
	17 揮発性有機化合物等の室内濃度の測定	次の室の揮発性有機化合物等の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告すること。 (1. 6. 6) ・測定対象化合物 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ・測定対象室 測定対象室 測定対象室は、原則として全ての居室及び常時換気をしない書庫、倉庫等 (改修工事においては、内装改修等を行った室に限る) とする。使用した材料、室の形状、換気設備等の使用が類似しており同様の測定結果となることが予想される複数の室については、そのうち1室以上を測定してよい。 ・測定個所数 測定個所数は、次による。また、全ての測定個所においてホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの濃度を同時に測定する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>室の床面積 A (㎡)</td> <td>A ≤ 50</td> <td>50 &lt; A ≤ 200</td> <td>200 &lt; A ≤ 500</td> <td>500 &lt; A</td> </tr> <tr> <td>測定個所数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table> ・測定方法 測定は、パッシブ型採取機器を用いる。 採取機器、及び採取要領については監督員の指示による。	室の床面積 A (㎡)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A	測定個所数	1	2	3	4
	室の床面積 A (㎡)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A							
測定個所数	1	2	3	4								
⑯完成図書等	完成図書 ※製本1部 (1. 8. 1) 製本する完成図書は、A4版 (ビニルファイル) とする。 完成図書に綴じこむもの ※完成図 (意匠図及び構造図) ・施工図 ・構造計算書 ※主要資材メーカーリスト ※保証書 ※保守、保全に関する説明書 ※電子納品対象工事にあつてはCD-R ※その他監督員の指示するもの											

① 一般 共通 事項	<p>⑱電子納品等</p>	<p>・電子納品対象工事 CD-R（監督員提出用）（部）</p> <p>・電子納品対象外工事 （部）</p> <p>CD-Rに格納するもの      ※完成図（※CAD ※PDF） ※監督員が指示した図面等      ※完成写真（※外観図5枚程度 ※内観図5枚程度）      ※工事概要ファイル</p> <p>受注者は、次により電子納品を行うものとする。      ただし、監督職員の承諾があった場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 完成図等は、「官庁営繕事業に係わる電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）、営繕工事電子納品要領【平成24年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部】」、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）等の運用の改正について（平成26年4月25日付け営第85号）」（以下、「要領等」という。）に基づいて作成すること。      「要領等」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。</p> <p>(2) 電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。</p> <p>(3) 設計監理業務として行う営繕年報作成のため、工事諸元情報の提供に協力すること。</p>
	20 設備工事との取合い	<p>施工範囲 建築工事特記仕様書の区分表又は工事区分表（図示）による。</p> <p>施工図 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出し、監督員の承諾を受ける。</p>
	⑳かし点検	<p>※適用する ・適用しない</p> <p>契約事項によるかし担保期間満了前にかし点検を行うので受注者は立ち会うこと。</p>
	㉑環境への配慮	<p>秋田県は県の事務事業において、環境にやさしい行動が定着することを目指し、環境に与える負荷を低減する取り組みを継続的に推進するため「あきたエコマネジメントシステム」を構築し運用している。受注者は監督職員と協議を行い、県の定める環境方針を具体的に公共事業に反映させるよう努めなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">秋田県庁環境方針</p> <p style="text-align: right;">平成25年4月1日</p> <p>秋田県庁は自らが行う事務事業活動が環境に及ぼす影響を継続的に改善していくため、次の方針に基づき積極的に行動します。</p> <p>(1) 総合的な環境保全施策の推進          「自然と人との共存可能な社会の構築」、「環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築」、「地球環境保全への積極的な取組み」、「環境保全に向けての全ての主体の参加」を基本としながら、第二次秋田県環境基本計画に掲げる環境保全施策を推進します。</p> <p>(2) 事業活動における積極的な環境配慮の実施          公共事業の実施において、公共事業環境配慮システムを基に、環境に配慮した事業を実施し、環境負荷の低減に努めます。</p> <p>(3) 秋田県庁環境保全率先実行計画の推進（省略）</p> <p>(4) 環境関連法規等の順守          環境に関する法令、条例、協定、その他の合意事項を順守し、環境汚染の防止に努めます。</p> </div>
	1 仮囲い	<p>・設ける（位置、延長等は図示）          ・万能鋼板（H＝ ）          ・単管シート（H＝ ）          ・シートゲート（H＝ 、W＝ ）× 力所</p> <p>・設けない          ・波板鉄板（H＝ ）</p>

② 仮設工事	②足場その他	内部足場 ※脚立、足場板等 外部足場 ※A種（※手すり先行工法 ・その他） ・B種 ・C種 ・D種 ・E種  足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月策定）」により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」によるものとする。 防護シート ※設ける ○設けない 材料の運搬 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種	(2. 2. 1) (2. 2. 1) (2. 2. 1)																		
	3 既存部分の養生	家具等の移動 ・行う（図示） ※行わない 既存ブラインド、カーテン等養生及び保管 ・行う ・行わない 養生の方法 保管場所	(2. 3. 1)																		
	4 仮設間仕切り壁	・設ける ・A種 ・B種 ※C種 （詳細は図示） ※設けない	(2. 3. 2)																		
	5 監督員事務所	・設ける ・設けない ・10㎡程度 ・20㎡程度 ・35㎡程度 ・65㎡程度 ・100㎡程度 ・受注者事務所の中に監督員用スペース ㎡程度確保する。 備品は下記のを備える。 机、いす、電話、書棚、黒板、ゴム長靴、雨合羽、保安帽、安全带、冷暖房機器、 その他監督員の指示するもの ・縮小製本図 ( ) 部	(2. 4. 1)																		
	⑥工事用水及び電力	工事用水 構内既存の施設 ・利用できる（※有償 ・無償） ・利用できない 工事用電力 構内既存の施設 ○利用できる（※有償 ・無償） ○利用できない																			
	⑦工事表示板の設置	監督員が指定する位置に一箇所設置する。 表示時期は工事着工時から完成時までとする。 表示板の形式	(2. 4. 1)																		
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">建築工事の表示</th> </tr> <tr> <td>工事名称</td> <td>A606-10 県単庁舎公舎維持修繕工事</td> </tr> <tr> <td>構造・規模</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事期間</td> <td>平成26年9月19日～平成26年11月21日</td> </tr> <tr> <td>建築主</td> <td>平鹿地域振興局長 佐藤 功</td> </tr> <tr> <td>設計者</td> <td>秋田県平鹿地域振興局建設部</td> </tr> <tr> <td>工事監理者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事監督者</td> <td>秋田県平鹿地域振興局建設部</td> </tr> <tr> <td>工事施工者</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 1 表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。 2 地色は、マンセル記号1GY7.5/8とし黒文字（角ゴシック）で表現する。 3 建築主は、契約担当者名とすること。 4 表示板の大きさ ※1号（横180cm×縦90cm） ・2号（横240cm×縦120cm） ・3号（横360cm×縦180cm） ・その他（ ） ※ 建設リサイクル法遵守指導としての「届出（通知）済シール」を建設業許可標識等に貼り付けること。</p>	建築工事の表示		工事名称	A606-10 県単庁舎公舎維持修繕工事	構造・規模		工事期間	平成26年9月19日～平成26年11月21日	建築主	平鹿地域振興局長 佐藤 功	設計者	秋田県平鹿地域振興局建設部	工事監理者		工事監督者	秋田県平鹿地域振興局建設部	工事施工者		
	建築工事の表示																				
工事名称	A606-10 県単庁舎公舎維持修繕工事																				
構造・規模																					
工事期間	平成26年9月19日～平成26年11月21日																				
建築主	平鹿地域振興局長 佐藤 功																				
設計者	秋田県平鹿地域振興局建設部																				
工事監理者																					
工事監督者	秋田県平鹿地域振興局建設部																				
工事施工者																					
8 工事現場のイメージアップ	・行う ※行わない 建物のイメージがわかるようパース等を活用して表示する。 （サイズ1,800×900 カラーコピーラミネート加工程度）																				

14 石膏ボード、その他のボード及び合板張り	合板仕上げ (6. 13. 2)		
	合板の種類	規格等	
	・普通合板	表面の材種 ( ) 板面の品質 広葉樹 ・1等 ・2等 針葉樹 ・A ・B ・C ・D	
・天然木化粧合板	樹種 ( )	・1類 ・2類	
・特殊加工化粧合板	表面加工 ・オーバーレイ ・プリント ・塗装	・1類 ・2類	
遮音シール材 (6. 13. 2)		・アクリル系シーリング材 ・ウレタン系シーリング材 ・ジョイントコンパウンド	
石膏ボードの目地処理 ※突付け工法 ・継目処理工法 ・目透し工法 (6. 13. 3)			
15 壁紙張り (6. 14. 2)	施工箇所	品質	防火性能の級別
			・1級 ・2級
			・1級 ・2級
			・1級 ・2級
16 タイル張り (6. 16. 3)	タイルの種類		
	主な用途による区分	形状寸法 (mm)	吸水率による区分 I類 II類 III類
			うわぐすり 艶 艶
			役物 有 無
			色 標準 注文
			耐凍害性 有 無
			再生材 利用
			備考
内装タイルの工法			
・改良積上げ張り 施工箇所 ( )			(6. 15. 3)
・接着剤張り 施工箇所 ( )			(6. 15. 4)
17 珪藻土系材料塗り	種類 ※セメント系 ・石膏系		(6. 17. 2)
	塗り厚さ ( mm)		(6. 17. 3)
1 防火材料	※ 防火材料の指定がある場合は、建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 (7. 1. 3)		
②下地調整	(7. 2. 2~7) (表7. 2. 1~7)		
	下地面の種類	下地調整の種類	ひび割れ部の種類
		塗替え	新規
	木部	※RB種・	・RA種・RB種
	鉄鋼面	⊗RB種・	RA種
	亜鉛めっき鋼面	※RB種・	RA種
	亜鉛メッキ鋼面 (鋼製建具)	※RB種・	RA種
	モルタル面、プラスター面	※RB種・	・RA種・RB種
	コンクリート面 (DP 以外)、ALCパネル面	※RB種・	RA種
	コンクリート面 (DP)、押出成形セメント面	・	・RA種
	せっこうボード面、その他のボード面	※RB種・	・RA種・RB種

⑦ 塗装改修工事